

令和5年4月1日

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助金交付基準

補助事業の名称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業
補助金の目的	障害児通所支援事業所において、通所する児童の送迎用車両へ安全装置等の設置を行うことにより、子どもの安全を守るための対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。
補助対象者	この基準による補助金の交付を受けられる者は、大津市内に所在する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第13条第1項第5号に規定する児童発達支援事業所および法第13条第1項第5号に規定する放課後等デイサービス事業所を運営する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人および特定非営利活動法人及び営利法人等の団体（以下「障害児通所支援事業者」という。）とする。
補助対象施設	この基準による補助金の交付を受けられる者は、大津市内に存する以下の施設とする。 1 法第13条第1項第5号に規定する児童発達支援事業所 2 法第13条第1項第5号に規定する放課後等デイサービス事業所
補助対象車両等	補助対象となる車両および機器については以下のとおりとする。 1 補助対象となる「送迎用車両」については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日。以下「通知」という。）第三の2に規定する「児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の通所を目的とした自動車のうち、座席（「座席」には、車椅子を使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためスペースを含む。）が2列以下の自動車を除く全ての自動車」とする。 ただし、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としの恐れが少ないと認められるもの」を除く。 2 補助対象となる「安全装置」については通知第三の3に規定する

	<p>「ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置であり、国土交通省が令和4年12月20日に策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの」とする。</p> <p>なお、本件装置については、ブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置であり、内閣府が作成した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」（以下、「内閣府リスト」という。）に掲載されているものであること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は、以下に掲げる経費を除く、送迎用車両への子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等の要した備品購入等の費用に係る経費とする。</p> <p>なお、安全装置については、補助対象車両1台につき安全装置1台を設置するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府リスト中の「ガイドラインを超える機能」および「オプションで追加できる機能」に係る経費。 2 補助対象車両の数以上の購入をする場合に係る経費。
<p>補助金の額 及び その算定方法 又は 補助率</p>	<p>補助金の額は補助対象経費の10/10とし、車両1台あたり175,000円を限度として、補助対象施設ごとに、補助上限額と以下に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を、又はこの額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p> <p>なお、本事業の対象経費について、国が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 送迎用車両改修支援事業の実施に必要な装置・機器の購入費（装置機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む） 2 リース料（購入を原則とするが、リースまたはレンタルの場合は、年度末までのリースまたはレンタル料を限度とする。） 3 導入費用 <p>ただし、複数の分割可能な部分で構成される安全装置については、当該安全装置としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。</p> <p>また、多機能型事業所の場合は、児童発達支援事業所の車両として申請するものとする。</p>

<p>交付の申請</p>	<p>複数の障害児通所支援事業所を有する障害児通所支援事業者については、大津市内に所在する障害児通所支援事業所について、一括して申請することができるものとする。</p> <p>また、補助事業者は、交付の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p>
<p>交付申請の 取下げ</p>	<p>補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その申請した日から起算して 20 日以内に、その旨を記載した書面を大津市長に提出しなければならない。</p>
<p>変更申請手続</p>	<p>補助金の交付の申請を行った者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、変更承認申請書（様式第 3 号）により大津市長に提出しなければならない。</p>
<p>実績報告</p>	<p>補助金等の交付申請を行った者は、当該年度の事業が完了したとき（廃止したときを含む。）、事業実績報告書（様式第 9 号）に係る書類を添えて、あらかじめ指定する期日までに補助金等の事業実績報告を大津市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第 7 条第 3 項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p>
<p>交付の条件</p>	<p>この補助金の交付の決定には、大津市補助金等交付規則第 6 条に定めるものの他に次の条件が付されるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。 2 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、大津市長の承認を受けなければならない。 3 事業を中止し、または廃止する場合には、大津市長の承認を受けなければならない。

4 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに大津市長に報告してその指示を受けなければならない。

5 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（市が適切と認める法人格を有する団体等にあつては30万円）以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が別に定める期間を経過するまで、大津市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

6 大津市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、大津市長は、その交付した補助金の全部または一部を大津市に納付させることができるものとする。

7 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

8 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく市の負担又は補助を受けてはならない。

9 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別添様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに、大津市長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を大津市長に返還しなければならない。

10 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、当該調書および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円（市が適切と認める法人格を有する団体等にあつては30万円）以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が

	完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
その他	大津市長は、規則またはこの基準に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。
補助金交付事業の開始時期	令和5年4月1日
補助金交付事業の終了時期	令和6年3月31日
様式	<p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金交付申請書（様式第1号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（別紙1-1） 2 所要額調書（別紙1-2） 3 口座振込依頼書（振込先を確認できる書類の添付） 4 収支計予算書（別紙1-3） <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業変更承認申請書（様式第3号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（別紙1-1） 2 所要額調書（別紙1-2） 3 収支計算書（別紙1-3） <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第4号）</p> <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第5号）</p> <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）</p> <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第7号）</p> <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書（様式第8号）</p>

	<p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業実績報告書（様式第9号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書(別紙2-1) 2 精算書(別紙2-2) 3 収支決算書(別紙2-3) 4 領収書等の写し(明細のわかるもの) <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金確定通知書（様式第10号）</p> <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金交付請求書（様式第11号）</p> <p>令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金 仕入れに係る消費税相当額報告書（別添様式）</p>
標準処理期間	30日（※交付申請から交付決定までにかかる標準的な日数）
担当部署	大津市福祉部障害福祉課

様式第 1 号

令和 5 年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、標記事業に係る補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和 5 年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金
補助事業の目的及び内容	通所する児童の送迎用車両へ安全装置等の設置を行い、子どもの安全を守るための対策を講じるため
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書(別紙 1 - 1) 2 所要額調書(別紙 1 - 2) 3 口座振込依頼書(振込先を確認できる書類の添付) 4 収支計算書(別紙 1 - 3)

別紙 1 - 1 事業計画書

1 基 本 情 報	市町村名	大津市
	法人名	
	事業所種別 ※別紙 1-2 に記載した全ての事業所で実施しているサービスにチェック	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス
	事業所名 ※別紙 1-2 に記載した全ての事業所名を記載	
2 購 入 に 当 た っ て の 情 報	安全装置等の種別 ※「降車時確認式」、「自動検知式」、「併用式」のうち、導入する全ての方式を記載。	<input type="checkbox"/> 降車時確認式 <input type="checkbox"/> 自動検知式 <input type="checkbox"/> 併用式
	安全装置等の製造メーカー名・装置名 ※別紙 1-2 に記載した全ての安全装置について記載。	
	リース・レンタルの場合の契約（予定）期間	
	対象車両台数	台
	装置購入価格の総額	円
	対象外経費の総額	円
	申請額 （1台当たりの金額の選定額の総額）	円
	経費の内訳	別紙のとおり（注2）

（注1）法人ごとに作成すること。

（注2）見積書等、参考となる資料を添付すること。

所要額調書

法人名： _____

事業所数： _____

対象車両台数： _____

(単位：円)

事業所名	送迎車両の車種名 ※メーカー・車種 を記入	安全装置等の認 定番号	装置購入価格 (A) ※1台あたりの 購入費を記入 円	対象外経費 (B) ※(A)のうち、対 象外経費を記入 円	1台当たりの 対象経費の支出 予定額 (C) = (A) - (B) 円	1台当たりの 上限額 (17.5万円以内) (D) 円	1台当たりの金 額の選定額 (CとDを比較し 少ない方) (E) 円
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	

(注1) 法人内で本事業を活用して改修する車両を全て記載するものとし、車両ごとに分けて記載すること。

(注2) 内閣府「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」の認定番号欄の内容を「A」欄に記載すること。

(注3) 機器をリース等により導入する場合、リース等に要する料金を「A」欄に記載すること。

収支予算書

【歳入】

経費区分	金額 (円)	備考
市補助金		
自主財源		
合 計		

【歳出】

経費区分	金額 (円)	備考
購入費		
使用料および賃借料		
合 計		

年 月 日

申請者 所在地
法人名
代表者名

様式第2号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった標記事業に係る補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金交付基準の規定を遵守すること。 2 この補助金に係る実績報告書を令和6年3月31日までに提出すること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

令和 5 年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）

事業費補助事業変更承認申請書

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった標記事業に係る補助金の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和 5 年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助金
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書(別紙 1-1) 2 所要額調書(別紙 1-2) 3 収支計算書(別紙 1-3)

様式第4号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした標記事業に係る補助金の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第5号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした標記事業に係る補助金
の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第1
3条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設 送迎用車両改修支援）事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した 理由	

様式第6号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった標記事業に係る補助金の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした標記事業に係る補助金の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第8号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした標記事業に係る補助金の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業
承認しないことと決定した理由	

様式第9号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）

事業費補助事業実績報告書

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった標記事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	1 実績報告書(別紙2-1) 2 精算書(別紙2-2) 3 収支決算書(別紙2-3) 4 領収書等の写し(明細のわかるもの、写真等)

別紙 2-1 実績報告書

1 基 本 情 報	市町村名	大津市
	法人名	
	事業所種別 ※別紙 2-2 に記載した全ての事業所で実施しているサービスにチェック	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス
	事業所名 ※別紙 2-2 に記載した全ての事業所名を記載	
2 購 入 に 当 た っ て の 情 報	安全装置等の種別 ※「降車時確認式」、「自動検知式」、「併用式」のうち、導入する全ての方式を記載。	<input type="checkbox"/> 降車時確認式 <input type="checkbox"/> 自動検知式 <input type="checkbox"/> 併用式
	安全装置等の製造メーカー名・装置名 ※別紙 2-2 に記載した全ての安全装置について記載。	
	リース・レンタルの場合の契約（予定）期間	
	対象車両台数	台
	装置購入価格の総額	円
	対象外経費の総額	円
	実績額 （1台当たりの金額の実績額の総額）	円
	経費の内訳	別紙のとおり（注2）

（注1） 法人ごとに作成すること。

（注2） 請求書・領収書・写真等、参考となる資料を添付すること。

精算書

法人名： _____

事業所数： _____

対象車両台数： _____

(単位：円)

事業所名	送迎車両の車種名 ※メーカー・車種 を記入	安全装置等の認 定番号	装置購入価格 (A) ※1台あたりの 購入費を記入 円	対象外経費 (B) ※(A)のうち、対 象外経費を記入 円	1台当たりの 対象経費の実支 出額 (C) = (A) - (B) 円	1台当たりの 上限額 (17.5万円以内) (D) 円	1台当たりの金 額の実績額 (CとDを比較し 少ない方) (E) 円
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	
						175,000	

(注1) 法人内で本事業を活用して改修する車両を全て記載するものとし、車両ごとに分けて記載すること。

(注2) 内閣府「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」の認定番号欄の内容を「A」欄に記載すること。

(注3) 機器をリース等により導入する場合、リース等に要する料金を「A」欄に記載すること。

収支決算書

【歳入】

経費区分	金額 (円)	備考
市補助金		
自主財源		
合 計		

【歳出】

経費区分	金額 (円)	備考
購入費		
使用料および賃借料		
合 計		

年 月 日

申請者 所在地
法人名
代表者名

様式第10号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした標記の事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第11号

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）

事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった標記の補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）事業費補助事業		
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円		
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

別添様式

年 月 日

令和5年度大津市子ども安全安心対策（障害児通所支援施設送迎用車両改修支援）
事業費補助金 仕入れに係る消費税相当額報告書

大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で、補助金の交付決定通知があった標記事業について、下記により報告します。

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額（A）	円
消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

※参考となる資料を添付すること。